

通行承諾書

法務次郎 殿

法務一郎（以下「甲」という。）は、甲所有の別紙物件目録記載1の土地（以下「甲土地」という。）に関し、法務次郎（以下「乙」という。）所有の同記載2の土地（以下「乙土地」という。）の便益のために、次の事項を承諾する。

- 乙が、甲土地のうち別紙現況測量図の斜線部分（幅員90センチメートル）に別紙施工図面記載の仕様による通路（以下「本件通路」という。）を開設すること及び本件通路を次の各号の方法により通行すること。
 - 徒歩による通行
 - 自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2）による通行（但し、降車して手押しによる通行に限る）
- 乙が、甲土地の地下、地上又は空中を通る既存の電線・上水道管・下水道管・ガス管を現状のまま使用すること及び別紙現況測量図記載ABのルートに沿って電話線及びインターネット通信回線の引込線を甲土地上空に通すこと。
- 乙及び乙の委託した業者が、本件通路及び前項の各設備の開設、使用、管理及び修繕等のため必要な範囲で甲土地を掘削し、又は甲土地上の障害物を除去すること。
- 甲は、本件通路及び第2項の各設備の開設、使用、管理及び修繕の妨げとなる造作物、植木等を設置しないこと。
- 本通行承諾書に基づく乙の一切の権限行使は無償とし、甲は、これに関し乙に対し対価を請求しないこと。
- 甲が甲土地につき第三者に譲渡等の処分をする場合、甲は、本通行承諾書の内容を当該第三者に承継させること。
- 乙が乙土地につき第三者に譲渡等の処分をした場合、甲は、本通行承諾書の内容を当該第三者に対しても承諾すること。

令和7年5月10日

甲 住所
氏名 法務一郎 ㊟

別紙物件目録（省略）
別紙現況測量図（省略）
別紙施工図面（省略）